

静岡県社協修学資金貸付つなぎローン

(2021年2月1日現在)

項目	内容
1. 商品名	静岡県社協修学資金貸付つなぎローン
2. お申込み いただける方	次の条件をすべて満たす方 (1) 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(以下、「静岡県社協」という。)が取扱う「保育士修学資金等貸付」または「介護福祉士修学資金等貸付」利用者で、修学資金貸付金の受取口座を当金庫普通預金口座に指定いただける方。 (2) 当金庫の営業地域内に居住する者かつ、労働金庫が定める会員間接構成員・個人会員の資格を有する者と生計を一にする親族の方。 * 未成年の方は、親権者の同意書が必要となります。
3. ご融資金のお使いみち	教育資金(修学資金・入学準備金) * 静岡県社協が取扱う「保育士修学資金等貸付」または「介護福祉士修学資金等貸付」(以下、「修学資金貸付」という。)のつなぎ資金。
4. ご融資限度額	(1) 入学準備金と修学資金の場合 40万円以内、かつ静岡県社協への借入申込額の範囲内 (2) 修学資金のみの場合 20万円以内、かつ静岡県社協への借入申込額の範囲内
5. ご融資方式	手形貸付
6. ご融資期間	6カ月以内
7. ご返済期日	静岡県社協修学資金貸付金の受領日または、当年9月末日のいずれか早く到来した日となります。
8. 資金交付	本ローン借入申込時に当金庫普通預金口座を開設し、当該口座へ振入します。 * 修学資金貸付金の振込口座は、〈静岡ろうきん〉の普通預金口座をご指定いただけます。 * すでに〈静岡ろうきん〉の普通預金口座をお持ちの方は、新規の口座開設は不要です。
9. ご返済方法	期日一括・利息一括後取 * 修学資金貸付金の初回交付金が振込まれる〈静岡ろうきん〉の普通預金口座からの引き落としとさせていただきます。
10. ご融資金利	固定金利となります。 * 最新のご融資金利は、〈静岡ろうきん〉本支店もしくはホームページでご確認いただけます。
11. 機関保証	不要です。
12. 連帯保証人	連帯保証人は1名以上とし、原則、父母(または親権者)のいずれかの方をお願いいたします。 * 連帯保証人が自営業の方の場合は、連帯保証人の方にライフサポートセンター友の会へ加入していただけます。 * ろうきんは協同組織の金融機関です。〈静岡ろうきん〉の融資をご利用いただくには、利用資格を有する「ライフサポートセンター友の会」に加入していただけます(入会費用は必要ありません)。

項目	内容																												
13. 担保	不要です。																												
14. 利用手数料	ローン利用に関する手数料は、不要です。																												
15. 必要書類	<p>(1) ろうきん所定書類</p> <table border="1" data-bbox="397 416 1369 902"> <tr> <td>1</td> <td>「静岡県社協修学資金貸付つなぎローン申込書（手形借入申込書）」（様式1）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>「約束手形」（様式2）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>「手形取引約定書（兼親権者等同意書）」（様式3）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意書（お申込人用）（静岡県社協修学資金貸付つなぎローン用）」（様式4）</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意書（連帯保証人用）（静岡県社協修学資金貸付つなぎローン用）」（様式4）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」（様式5）</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>普通預金新規（新約）申込書</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>「ライフサポートセンター友の会」加入申込書 * 連帯保証人となる方が自営業の場合等、ケースにより必要となります。</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>「社協 修学資金貸付」申請確認書</td> </tr> </table> <p>(2) お客様にご用意いただく書類等</p> <table border="1" data-bbox="397 981 1369 1294"> <tr> <td>1</td> <td>「社協 修学資金貸付申請書」の写し（コピー）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>印鑑（お申込人・連帯保証人）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>健康保険証（または住民票謄本） * 親子関係の確認をさせていただきます。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>健康保険証、または運転免許証等 * 本人・連帯保証人・ご両親の本人確認をさせていただきます。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>収入印紙代「200円×2枚」 * 修学資金貸付金の振込口座より引き落とさせていただきます。</td> </tr> </table>	1	「静岡県社協修学資金貸付つなぎローン申込書（手形借入申込書）」（様式1）	2	「約束手形」（様式2）	3	「手形取引約定書（兼親権者等同意書）」（様式3）	4	「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意書（お申込人用）（静岡県社協修学資金貸付つなぎローン用）」（様式4）	5	「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意書（連帯保証人用）（静岡県社協修学資金貸付つなぎローン用）」（様式4）	6	「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」（様式5）	7	普通預金新規（新約）申込書	8	「ライフサポートセンター友の会」加入申込書 * 連帯保証人となる方が自営業の場合等、ケースにより必要となります。	9	「社協 修学資金貸付」申請確認書	1	「社協 修学資金貸付申請書」の写し（コピー）	2	印鑑（お申込人・連帯保証人）	3	健康保険証（または住民票謄本） * 親子関係の確認をさせていただきます。	4	健康保険証、または運転免許証等 * 本人・連帯保証人・ご両親の本人確認をさせていただきます。	5	収入印紙代「200円×2枚」 * 修学資金貸付金の振込口座より引き落とさせていただきます。
1	「静岡県社協修学資金貸付つなぎローン申込書（手形借入申込書）」（様式1）																												
2	「約束手形」（様式2）																												
3	「手形取引約定書（兼親権者等同意書）」（様式3）																												
4	「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意書（お申込人用）（静岡県社協修学資金貸付つなぎローン用）」（様式4）																												
5	「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意書（連帯保証人用）（静岡県社協修学資金貸付つなぎローン用）」（様式4）																												
6	「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」（様式5）																												
7	普通預金新規（新約）申込書																												
8	「ライフサポートセンター友の会」加入申込書 * 連帯保証人となる方が自営業の場合等、ケースにより必要となります。																												
9	「社協 修学資金貸付」申請確認書																												
1	「社協 修学資金貸付申請書」の写し（コピー）																												
2	印鑑（お申込人・連帯保証人）																												
3	健康保険証（または住民票謄本） * 親子関係の確認をさせていただきます。																												
4	健康保険証、または運転免許証等 * 本人・連帯保証人・ご両親の本人確認をさせていただきます。																												
5	収入印紙代「200円×2枚」 * 修学資金貸付金の振込口座より引き落とさせていただきます。																												
16. 信用情報機関への登録について	<ul style="list-style-type: none"> 本ローンにおける個人信用情報機関の利用・登録等については、「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意書」によりご案内しております。 ご返済が滞った場合は、〈静岡ろうきん〉からの督促およびその内容の如何にかかわらず、ご返済が遅れたという事実が個人信用情報機関に登録されることとなります。 																												
17. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ）	<ul style="list-style-type: none"> ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：静岡県労働金庫お客様サービスセンター】 フリーダイヤル 0120-609-123 受付時間 平日 午前9時～午後6時 苦情対応の手続きについては、別途パンフレットをご用意しておりますので、お申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://shizuoka.rokin.or.jp/ 																												

項目	内容
18. 紛争解決措置 (第三者機関 に問題解決を 相談したい場 合)	<ul style="list-style-type: none"> 東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3581-2249）、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（電話:054-252-0008）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫お客様サービスセンター、または、ろうきん相談所にお問合わせください。 また、お客様から、東京の弁護士会（東京三弁護士会）、静岡県弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、静岡県弁護士会の各仲裁センター、当金庫お客様サービスセンター、または、ろうきん相談所にお問合わせください。</p> <p>【(一社) 全国労働金庫協会 ろうきん相談所】フリーダイヤル 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>

(注)

- ・本説明書の記載内容につきましては、適宜変更する場合がございますのでご了承ください。
- ・お申込みにあたっては、当金庫の審査がございます。
- ・審査の結果により、ローン利用の希望にそえない場合もございます。

お申込みから、ご返済まで(概要)

	お客様	養成施設(学校)	(社)静岡県社会福祉協議会	ろうきん
4月	①修学資金貸付申請の申出	②修学資金貸付申請書類の交付		
	③修学資金貸付申請書類の受取・申込提出	④修学資金貸付申請書類の受付・取りまとめ		
	⑤静岡県社協修学資金貸付つなぎローンの申込提出			⑥静岡県社協修学資金貸付つなぎローンの申込受付
	⑨静岡県社協修学資金貸付つなぎローンの資金受領			⑦静岡県社協修学資金貸付つなぎローンの融資審査 ⑧静岡県社協修学資金貸付つなぎローンの資金交付(口座振込)
5月			⑩修学資金貸付申請書類の受付	
6月	⑫修学資金貸付決定通知の受取		⑪修学資金貸付決定通知の交付	
7～8月	⑭修学資金貸付金の受領		⑬修学資金貸付金の交付	
				⑮静岡県社協修学資金貸付つなぎローンの一括返済
	⑰静岡県社協修学資金貸付つなぎローン返却書類の受取			⑯静岡県社協修学資金貸付つなぎローン返却書類の送付